

京都市告示第459号

京都市市民防災センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市市民防災センターを臨時に開所します。

平成26年1月17日

京都市長 門川 大作

臨時に開所する日 平成26年3月11日(火)及び同年8月12日(火)

(消防局安全救急部市民安全課)